

電源開発株式会社「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備書」  
に対する勧告について

平 3 1 年 1 月 2 8 日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道檜山郡上ノ国町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 120, 400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成28年 9月30日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成28年12月 9日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成28年12月20日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成29年 3月 7日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成29年 5月19日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	平成29年 8月 3日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成29年 8月31日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成30年 6月 5日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成30年 8月30日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	平成30年12月 4日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年12月20日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成31年 1月28日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉  
電 話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 追加調査等について

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は複数のクマタカのペアの生息が確認されており、同区域北部にはマガン等の渡り鳥の渡来地とされる天の川鳥獣保護区が存在していることから、本事業の実施に伴い風力発電設備への衝突や移動経路の阻害による鳥類への重大な影響が懸念されるほか、同区域内には小規模な池が存在しており、土砂等の流入により、生息・生育する動植物への影響が懸念されるが、以下の点については、適切な調査が行われたとは判断できないことから、追加の調査等を行うこと。

また、その結果を踏まえ、予測及び評価を再度実施し、風力発電設備の設置基数及び配置等並びに環境保全措置及び事後調査の内容等について再検討を行うこと。

ア. 鳥類の調査について、影響の予測及び評価に必要な調査が十分に行われていないことから、各論の(1)のとおり鳥類の調査等を行うこと。

イ. 対象事業実施区域内に存在する小規模な池については、一部の動植物について調査が実施されていないことから、当該池について土砂等の流入による影響を予測した上で、必要に応じ、動物・植物及び生態系に係る調査を行うこと。

### (2) 事後調査について

ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. アの追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、追加調査の結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類に対する影響

本事業の準備書では、本事業の実施による鳥類に対する影響の予測及び評価に必要な調査が十分に実施されていない。一方、本事業の対象事業実施区域の周辺では、複数のクマタカのペアの生息が確認されているほか、同区域北部にはマガン等の渡り鳥の渡来地とされる天の川鳥獣保護区が存在していることから、本事業の実施

に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。  
このため、以下のとおり追加調査等を実施すること。

ア. 猛禽類の調査について、調査定点から対象事業実施区域までの距離が遠いことや風力発電設備設置予定箇所周辺の尾根の両側の調査定点からの視野が十分確保されていないこと等から、飛翔軌跡の確認が十分でない。そのため、区域周辺に生息するクマタカのペアの行動範囲や高利用域を十分把握できていないおそれがある。このことから、風力発電設備設置予定箇所周辺における猛禽類の飛翔が十分確認できる調査定点を再設定した上で、評価書の作成までに少なくとも1営巣期以上の猛禽類調査を実施すること。ただし、調査定点の再設定による視野の確保が難しい場合については、視野が十分確保されていない範囲について、植生や地形から飛翔頻度を推定する等、予測及び評価の手法を見直すこと。

イ. 渡り鳥の調査について、調査定点からの視野が十分確保されていないこと等から、予測・評価に必要な情報が十分に得られていないおそれがある。このことから、風力発電設備設置予定箇所周辺における渡り鳥の飛翔が十分確認できる調査定点の再設定等を行った上で、評価書の作成前に追加調査を実施すること。ただし、調査定点の再設定等による十分な調査が難しい場合については、予測及び評価の手法を見直すこと。

また、本事業の実施による影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装又はシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置及び稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

## (2) 植物及び生態系に対する影響

ア. 対象事業実施区域の一部において、ブナ等の大径木を含む自然度の高い植生を改変する計画としていることから、野生生物の生息・生育への影響が懸念される区域に風力発電設備又は工事用・管理用道路を設置する場合には、専門家等からの助言を踏まえ、ブナ等の大径木を含む自然度の高い植生の伐採を極力回避すること。

また、対象事業実施区域には地すべり地形が広く分布し、本事業の工事計画では変電施設の設置に当たり大規模な盛土も行われることから、関係機関や地元自治体と十分に協議及び調整した上で、専門家等からの助言を踏まえ、土工計画及び発生土の活用・処理の手法の適切な見直しを検討すること。これにより、改変面積を最小限に抑制するとともに土砂の崩落及び流出等を回避又

は極力低減することで、植物及び生態系に対する影響を極力低減すること。

イ. 改変区域内に分布するシラネアオイ及びカタクリについては、改変区域から除外することを検討すること。やむを得ず改変を伴う場合は、専門家の意見を踏まえ、必要に応じ代償措置を講ずること。なお、代償措置として移植を行う場合は、種に応じた適切な期間、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。